

## 2024年2月24日裁判司法研究会議事録

### 1. 概要

【日時】2024年2月24日午後2時から午後5時半ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、小林、林、巫（4名）

### 2. 開会

(巫) 山村さんが出席できないようですが、メールで事件に関する資料を受け取っています。

(玉江) パソコンのカメラがうまく動かないので、音声だけになります。NTTにチェックしてもらいましたが、うまくいきません。音声だけの参加になります。

(林) 今、学会参加や、歯科医療の機器を買うために、シカゴにいます。

(玉江) フェイスブックに記事を投稿したので、小林さんも暇があったら見てください。

(小林) フェイスブックは見たことはありませんが、見てみます。

(巫) 開会しましょう。

### 3. 弁護士懲戒請求と紛議調停について

(小林) 弁護士の懲戒請求と紛議調停請求をしているが、拒否される。弁護士が、報酬をもらったのに、手続きをしなかった場合のような形式的な事情がないと、弁護士会では受け入れないようだ。医師と違い、弁護士は弁護士会に登録していないと弁護士の活動ができないので、弁護士会が懲戒などを行うのが、委員会でそれを取り扱うことしかわからず、請求に対していつどのように審査したのかという情報が全くないまま、突然、結論〈懲戒しないというような〉を伝えてくる。その過程が不明なので納得できない人も多いと思う。審査の過程は公開するべきだ。

### 4. 会の今後について

(巫) 裁判正常化の運動にかかわるようになって、10年以上で、その間裁判所の周りや裁判関係の人々の会などで、裁判所のためにひどい目にあつたと訴える人に本当にたくさん出会った。その人たちは、自分の考えをうったえて聞いてもらえる場所もなく、結局、苦悶の人生を強いられる。裁判所というのはある意味では危険な場所で、被害者を継続して作り出している。我々

もだんだん年を取って行って、我々の主張も消えていってしまいそうだ。会をしっかりとしたものにして、裁判批判と裁判の監視を継続させ、後の世に伝えるべきだと思う。そのために、法人格を取るなどすることを検討すべきではないか。

(林) NPO 法人を作るのはそんなに難しくないようだが、NPO 法人はあまり権威がないようだ。

(巫) しかし、いまのような任意団体では、いつなくなってしまうかわからないようなものだ。法人にして、会をしっかりと運営すれば、少しは違うのではないか。

(小林) とはいっても、NPO 法人設立は相当大変だ。人数も 10 人以上必要だし、お金を集めなければならない。そんなに簡単ではない。

(巫) 法人化をすぐに実現できなくとも、法人化しようという会員がその目的で活動することが第一条件だと思う。

## 5. 裁判や統治の問題

(小林) 法律の解釈は裁判官が自由に行えるとしても、裁判は事実に基づかなければならない。事実は裁判官が勝手に作れるわけではないが、事実を詳しく調べずに判決を書く裁判が横行している。

(林) 私は、どこの国でも統治というのは欺瞞的なものであると思う。日本でも、ロシアでも北朝鮮でも同じだ。

(巫) 日本では、〈政治家などが〉自分らが法の支配の民主主義国で、先進国と価値観を同じにするなどと盛んに言っている。私は必ずしも民主主義を信用していないが、そういうことを言うのならば、日本の裁判はそういう先進諸国の要求する水準を満たしているべきだし、その基準の裁判を要求してきた。会の活動などを通して、これまでその点を主張し続けてきたが、結局、日本の裁判所は欧米の水準を満たしていないし、短期的に満たすようになるとは期待できないと考えるようになった。しかし、現在のイスラエルによる大虐殺〈ジェノサイド〉を、そういう先進諸国、たとえばドイツやアメリカが実質的に擁護し、その根拠になっているのを毎日見ていると、先進国的な司法を獲得して何になるのだろうかと疑問を感じる。せいぜい、頑張って、裁判司法を改善しても、その行きつくところがドイツやイギリスやアメリカなのかと思うと、考えてしまう。

## 6. 庁舎管理規程と裁判所の来庁者に対する姿勢の問題

(巫) 裁判では大高さんの事件が最も長くかかわったものだ。大高さんに関しては、少なくとも庁舎管理を口実に裁判所が来庁者を弾圧したり嫌がら

せをすることを批判していた点については、正しかったと思っている。

(小林) 裁判所には庁舎管理する権限があるのではないか。私はその問題について、わからない。

(巫) でたらめにそういうことを主張しているのではない。庁舎管理に関する法令や規則、規程などを全体的に考えて、裁判所の行為は適法ではないし、不当であったと考えている。それらの詳細に関しては、ホームページのニュース記事、文書開示請求に関する意見書、あるいは大高さんの裁判の裁判官に対する訴追請求状などに書いて、すべてホームページで公開している。また、意見書と訴追請求状は裁判所や関係機関に提出している。私の考え方でしかないが、小林さんがそれを否定するとか分からないなどというのならば、その資料に目を通してほしい。

(小林) 裁判所が誤っているのならば、裁判したらどうか。

(巫) そういう問題ではない。私たちは誤っている権力をすぐに是正できるほど強力ではない。しかし、誤りを認識することは重要だ。

## 7. 次回の予定

2024年3月30日(土) 午後2時からの zoom 会議を予定。

2024年2月26日

巫召鴻